

### Ⅲ. 教員・教員組織

#### 2. 点検・評価

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

##### ②改善すべき事項

###### 〈12〉 経済学研究科

分野間の連携が不十分であり、民間企業や研究所・官僚出身者・経験者の確保が必要であることが挙げられる。

経済学研究科小委員会

現在、若干名の民間研究所・官僚出身者がおり、今後の採用時においても考慮する。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

##### ②改善すべき事項

###### 〈12〉 経済学研究科

学生や地域社会のニーズを積極的に取り入れる努力が不足していることが挙げられる。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### ②改善すべき事項

#### 3. 将来に向けた発展方策

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

##### ②改善すべき事項

###### 〈12〉 経済学研究科

分野間の連携が十分行い、今後、民間企業や研究所・官僚出身者・経験者を確保することを考えていく。

経済学研究科小委員会

現在、若干名の民間研究所・官僚出身者がおり、今後の採用時においても考慮する。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

##### ②改善すべき事項

###### 〈12〉 経済学研究科

学生や地域社会のニーズを積極的に取り入れる努力を行うべく、議論と検討を行う。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

#### IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

##### 2. 点検・評価

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、具体的な指導体制とのリンクが不十分なことが挙げられる。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

##### 3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

教育目標に基づき学位授与方針については、具体的な指導体制とのリンクを十分行っていきたい。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(二) 教育課程・教育内容

2. 点検・評価

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、学生側の教育ニーズの変化への対応が遅れがちであることが挙げられる。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

学生側の教育ニーズの変化への対応が遅れがちであることが挙げられるので、迅速な対応が今後必要である。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(四) 成果

2. 点検・評価

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、指導体制のレベルでの厳格化とのリンクを図る必要があり、専門分野での論文レベルの格差をなくすことが望まれる。

経済学研究科小委員会

論文の中間報告を通して、指導教員以外の指導を受けるようにして、論文レベルの格差を解消するように努める。

3. 将来に向けた発展方法

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

指導体制のレベルでの厳格化とのリンクを図る必要があり、専門分野での論文レベルの格差をなくすことが望まれる。したがって、集団指導体制への移行によって、論文レベルの格差も縮小するものと考えられる。

経済学研究科小委員会

論文の中間報告を通して、指導教員以外の指導を受けるようにして、論文レベルの格差を解消するように努める。

## V 学生の受け入れ

### 2. 点検・評価

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

潜在的な教育ニーズに合った受け入れ方針が開発できていないということが挙げられる。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

英語力の評価の位置づけが曖昧であり、グローバル化に対応できていないことが挙げられる。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

入学者を増やす努力をすべきであることが挙げられる。

経済学研究科小委員会

本学の成績優秀者対象・社会人対象の入学試験を専攻科目のみとし負担を軽減しているが、2014年度末までさらなる対応策をまとめる。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、入学者の選抜における面接の評価基準に関しては、公平性の確保に向けてより慎重であるべきだと考えており、社会人・外国人留学生入試については、さらなる「特別な考慮」が制度上必要であることが挙げられる。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

### 3. 将来に向けた発展方法

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

潜在的な教育ニーズに合った受け入れ方針が開発できていないので、今後この点を改善していくべく検討する。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

英語力の評価の位置づけが曖昧であり、グローバル化に対応できていないことが挙げられるので、この点を改善すべく検討を重ねていく。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### ②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

入学者を増やす努力をすべきであることが挙げられ、今後、以下のような試みを検討する。

a. 入学者数の確保に向けてのPRを積極的に行う。

経済学研究科小委員会

2012年度にHPを充実させPRに努めたが、さらなる対応策を2014年度末までにまとめる。

b. PRとともに、社会人の学び直しニーズに積極的に応ずる。社会人入学者数を増大させて、大学院の社会人化を進める。夜間の社会人大学院などが考えられる。

経済学研究科小委員会

長期履修制度の導入案を2013年度中にまとめる。

c. ニーズの多様性にかんがみて、収容定員の適正化を図る。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。

- (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈12〉 経済学研究科

入学者の選抜における面接の評価基準に関しては、公平性の確保に向けてより慎重であるべきだと考えており、社会人・外国人留学生入試については、さらなる「特別な考慮」が制度上必要であることが挙げられる。したがって、この点は、今後検討、議論をしていきたい。

経済学研究科小委員会

2014年度末までに対応策をまとめる。
---------------------



大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

---

## [基準1] 理念・目的

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが(資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭)、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げられた3つの事項が(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』105頁)、大学院案内には記述されていない(神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁)。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが(『点検・評価報告書』7頁)、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』2頁)。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが(『点検・評価報告書』10頁)、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』95頁)、表現内容に齟齬がある。

経済学研究科小委員会

経済学研究科の理念と目的を学則と整合するように2012年度に制定した。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので(『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査)、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検(内容の適切な見直しと検証)を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

経済学研究科小委員会

経済学研究科の理念と目的(の適切性)を経済学研究科自己点検評価小委員会で検証する仕組みを整えた。

## [基準3] 教員・教員組織

&lt;概評&gt;

## 経済学研究科

教員像や教員組織の編制方針などについては、「大学憲章」(資料86)に貴大学で期待される教職員像が示されているが(『点検・評価報告書』36頁)、研究科独自の教員像や教員組織の編制方針は明確に定められていない。教員の募集・採用・昇任については、経済学部、経営学部と一体運営されており、経済学部と経営学部の教授・准教授が授業科目を担当しているが(『点検・評価報告書』42頁)、大学院担当教員の資格基準に関する規程などは定められていないので、明文化することが望まれる。専任教員の資質向上のための取り組みとして、経済学部および経営学部と合同で研修等を行っているが、研究科教員を対象としたFDテーマも取り上げることが望まれる(『点検・評価報告書』53頁)。

## 経済学研究科小委員会

教員像、教員組織の編制方針、担当教員の資格基準を2014年度末までに定める。

&lt;努力課題&gt; [概評の中から、問題点を具体的に記述]

## 全学

- (1) 各学部・研究科(栄養学部を除く)において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

## 経済学研究科小委員会

教員組織の編制方針を2013年度、2014年度に検討する。

## 全研究科

- (1) 実務法学研究科を除く各研究科において、教員の選考基準を制定するよう改善が望まれる。

## 経済学研究科小委員会

教員の選考基準を2013年度に制定する。

- (2) 人間文化学研究科および実務法学研究科を除く各研究科において、教員の資質向上を図るための研修等が学部と合同で行われており、研究科独自に教員・教員組織の維持・向上にむけた恒常的な取り組みが行われていないので、改善が望まれる。

## 経済学研究科小委員会

恒常的に取り組む仕組みを2013年度に決定する。

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

## 経済学研究科

教育目標に基づき、貴研究科の卒業要件、また研究科共通の修士・博士の学位授与に関する方針を明示し（資料 51『大学院履修要項』、資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』67-69 頁）、以上の情報は、大学出版物で周知されるとともに、ホームページでも公表されている。一方、貴研究科の学位授与方針は全学共通のものであり、研究科の教育目標を反映した独自の学位授与方針は設定されていない（資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』67 頁）。また、教育課程の編成・実施方針についても授業科目・担当者一覧の明示にとどまっているので、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明文化することが望まれる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、毎年、定期的に「研究科委員会」において見直しが行われている（『点検・評価報告書』88 頁）。

## 経済学研究科小委員会

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を 2012 年度に明文化した。

## ＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

## 全研究科

- (1) 各研究科において、修了要件は明示されているが（『大学院履修要項』『学位規則』）、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、研究科としての教育目標あるいは履修モデルに合致する内容を反映した独自の学位授与方針を策定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して公表することが望まれる。

## 経済学研究科小委員会

学位授与方針を 2012 年度に策定して、社会一般に公表した。

- (2) 各研究科において（実務法学研究科を除く）、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して適切な媒体をとおして周知・公表することが望まれる。

## 経済学研究科小委員会

教育課程の編成・実施方針を 2012 年度に策定して、社会一般に対して周知・公表した。

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

&lt;概評&gt;

## 経済学研究科

修士課程の教育は、分野別に編成されており、学生は専攻科目を定め、その専攻科目を担当する指導教員の指導のもと、履修科目を体系的に選択することができ、修士課程にふさわしい教育内容を提供している(資料51『大学院履修要項』、55-60頁)。博士後期課程の教育科目には、経済学分野と経営学分野があり、学生は分野を定め、指導教授を決定し、指導教員の指導により体系的に履修科目を選択することができ、博士後期課程にふさわしい教育内容を提供しているといえる(『点検・評価報告書』112頁)。

経済学研究科小委員会

今後もふさわしい教育課程、教育内容の提供を続ける。

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

## &lt;概評&gt;

## 経済学研究科

指導教員（専攻科目を担当する教員）による研究指導が行われており、修士論文については、2年次の秋頃に論文題目および研究計画書を提出させ、後期に修士論文中間報告会で修士論文の中間報告を行わせている。

シラバスは統一された書式で作成されているが、内容は統一されていない。特に、「授業内容」については、30回の授業の内容を提示している教員もいるが、授業内容の説明は簡略で、学生があらかじめ知ることができずと見受けられるシラバスもあり、改善が望まれる。

シラバスに明示された「成績評価基準と方法」に基づいて授業を実施しており、単位認定は適切に行われている（『点検・評価報告書』140頁）。学位授与に係る審査について、「審査委員会」を設置しており、「審査委員会」には、指導教授のほか他大学の教員を審査委員として加え、論文審査とともに研究成果などについて意見交換を実施して、検証をしている（『点検・評価報告書』141頁）。

教育内容・方法等の改善を目的とした研修・研究については、大学院担当者のみを対象とした研修は行っていないので、今後は、研究科の授業や研究指導の改善に主眼を置いた研究科の恒常的な取り組み、FDの確立が望まれる。

## 経済学研究科小委員会

シラバスの内容の統一化と授業内容の説明の明確化を2013年度中に進める。FDに恒常的に取り組む仕組みを2013年度中にまとめる。

## &lt;努力課題&gt; [概評の中から、問題点を具体的に記述]

## 経済学研究科

- (1) シラバスは統一した書式で作成されてはいるが、授業内容や成績評価基準が不明確なものが散見されるので、学生があらかじめ知ることのできるよう明示することが望まれる。

## 経済学研究科小委員会

授業内容や成績評価基準を明確にした。2013年度には、シラバスの記載方法の標準化を開始している。

〔基準4〕 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

経済学研究科

修了に要する単位等については「神戸学院大学学位規則」および「神戸学院大学学位規則経済学研究科規程」に定められている。しかし、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）が明示されていないので、学生に明示することが望まれる。

教育目標は「経済学および経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有益な人材を養成すること」であり、修士課程では、税理士の国家試験（資格？）を取得する目的で入学する者も多く、その目的は達成している。博士後期課程では、2000（平成12）年度以降2名の博士課程の修了者を輩出している（『点検・評価報告書』162頁）。学位論文の作成は、「経済学研究科学位論文作成細則」（資料51『大学院履修要項』60頁・61頁）に基づいて、指導教員の指導によって行われている。修士課程・博士後期課程の学位授与に係る審査手続きについては、「修士の学位と博士の学位に係る審査手続き等に関する内規」（資料51『大学院履修要項』62-64頁）に基づき、適切に行われている。

経済学研究科小委員会

学位論文審査基準を2013年度中に策定して、学生に明示する。

<努力課題>〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

全研究科（実務法学研究科）を除く

- (1) 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）が明示されていないので、『大学院履修要項』などに掲載し、学生に明示することが望まれる。

経済学研究科小委員会

学位論文審査基準を2013年度に策定して、学生に明示する。

**[基準5] 学生の受け入れ**

＜努力課題＞ [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (2) 全研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明示していないので、公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。

経済学研究科小委員会

学生の受け入れ方針を2012年度に策定して、ホームページ等で社会一般に公表した。

- (5) 収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科修士課程において0.33、法学研究科博士後期課程において0.13、経済学研究科修士課程において0.25、経済学研究科博士後期課程において0.00、栄養学研究科修士課程において0.38と低いので、改善が望まれる。

経済学研究科小委員会

学位論文題目一覧を掲載するなど、ホームページを充実させた。受験者を増やす方策を2013年度に実施しており、2014年度には、社会ニーズにより適合した方向での開講科目の見直し作業を開始する。